

株 主 各 位

第101期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制および運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

大同特殊鋼株式会社

(証券コード5471)

業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、次のとおり定めております。

①内部統制システムの基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備し、コンプライアンスの徹底、財務報告の信頼性の確保、業務の効率性の確保およびリスクマネジメントの実施に努めるとともに、不断の見直しを行いさらなる充実を図る。

②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は『大同特殊鋼グループ企業倫理憲章』および『大同特殊鋼グループ行動基準』を制定し、すべての取締役、執行役員および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を順守していくことの重要性」を繰り返し伝える。取締役、執行役員および使用人が『大同特殊鋼グループ行動基準』を順守するよう啓発、監査、改善、是正を継続する。また、代表取締役社長を委員長、副社長を副委員長とする「CRM（コーポレートリスクマネジメント）委員会」を設置し、全社リスクマネジメント統括部門であるCRM部がその事務局を担う。

使用人等からの法令違反行為等に関する相談・通報窓口（ホットライン）を設置するとともに、相談・通報者に不利益のない適正な運営を確保し、コンプライアンス経営の強化に資するものとする。ホットラインに関する業務はCRM部が統括し、CRM部長の選任は監査等委員会の同意を得て行う。

代表取締役社長がCRM部を直轄する。CRM部は指示に基づき業務執行状況の内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

当社は『大同特殊鋼グループ企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。総務担当部門を反社会的勢力および団体への対応統括部門とし、当該部門の担当執行役員を不当要求対応責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され、「文書管理規程」に従い保存される。取締役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理基本規程」「個人情報取扱管理規程」「情報システム管理規程」に基づき適正に管理される。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスクマネジメントに関する基本的な事項を「リスクマネジメント規程」に定め、平時におけるリスクマネジメント体制の確立および継続的改善を図る。

「CRM委員会」は半期に2回、必要あるときは随時、開催し、当社および当社グループ内において近い将来に発生が予想されるリスクおよび潜在的リスクのマネジメントについて審議を行う。

全社のリスクマネジメントは、CRM部が統括する。環境、安全、品質等に関する個別のリスクは、原則として本社管理部門の統括・支援の下、各事業部門・事業場において自律的にマネジメントし、重要な事項についてはCRM委員会に報告する。

危機発生時はそのレベルに応じて「危機対策本部」を設置のうえ、事業の復旧を図るとともに、対外的影響を最小限にするための対応策を実施する。当社グループは南海トラフ巨大地震を想定した地震対策を順次計画的に実行し、生産基盤の耐震性強化を図っている。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは取締役、執行役員および使用人が共有するグループ目標を定め、原則としてこれに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の年間計画を設定する。

中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。

職務の執行の意思決定については、「取締役会規則」において取締役会付議事項を明確化し、その他の事項に関する権限を「決裁規程」において代表取締役社長、各担当執行役員および各部門長に委譲するとともに、「組織規程」において各部門の職務分掌を定める。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務執行状況については、「関連会社管理規程」に従って関連事業部が統括管理する。

関連事業部は子会社に対し、規程に定める一定の事項についての事前協議および企業集団内の個別検討事項についての報告を求め、取締役、執行役員へ毎月報告する。

イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスクマネジメントについては、「リスクマネジメント規程」に従ってCRM部が統括管理する。

CRM部は子会社に対し、リスクマネジメント体制の整備その他リスクマネジメントに関する事項について、子会社の実情に即した指導を行う。

ウ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は子会社による中期・年間経営計画の策定にあたり、当社との事前協議の場を設ける。

また、子会社の経営が当社グループ経営の全体最適に適うよう、子会社の状況把握と諸問題の対策・検討を行う。

関連事業部は「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」を開催し、当社およびグループ会社相互の経営状況その他の情報交換を行い、企業集団としての連携を図る。

エ. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社取締役、執行役員および従業員は子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任

し、子会社を監査、監視する。

CRM部は企業集団の内部監査の実施または統括を行う。CRM部は子会社を巡回して業務の適正性を監査するとともに、1年に1回「グループCRM研究会」を開催し、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図る。

オ. その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に『大同特殊鋼グループ企業倫理憲章』および『大同特殊鋼グループ行動基準』を配布し、コンプライアンスの意識を啓発する。

財務報告の信頼性の確保については、当社およびグループ会社における体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定める。

また、内部統制（金商法）を担当する役員を選定のうえ、CRM委員会の委員とする。

⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会はCRM部所属の使用人（監査等委員会スタッフ）に監査業務に必要な事項を指揮命令できる。また、監査等委員会が特に求めた場合は、監査等委員会スタッフに限定せず、CRM部に対し監査業務に必要な調査等を指示できる。

⑧監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は監査等委員会の命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員やCRM部長の命令を受けない。

当該使用人の人事異動、考課については監査等委員会の同意を得るものとする。

⑨監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会スタッフが監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査等委員会の職務を補助するのに必要な時間をCRM部長に確保させる。

⑩取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は経営会議および業務執行に関する重要な会議に出席することができる。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

（ア）当社および当社グループの業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項

（イ）取締役、執行役員または使用人が法令違反、定款違反をするおそれのある場合

（ウ）内部監査の実施状況

（エ）ホットラインその他への相談・通報状況

⑪子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会

に報告するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は監査等委員会に対し、子会社に関する前項（ア）から（エ）までに掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。

C R M部は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から聴取した内容を監査等委員会に報告する。

⑫監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に通報・報告をした者が監査等委員会に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

⑬監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続に関する事項

監査等委員が監査等委員および監査等委員会スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑭その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制について

- ・当社グループすべての役員・従業員一人ひとりが遵守すべき『大同特殊鋼グループ企業倫理憲章』および『大同特殊鋼グループ行動基準』を制定し、行動基準ガイドブックを全従業員へ周知のうえ、各階層への教育を実施しております。
- ・コンプライアンス教育については、従来からの階層別教育に加え、eラーニングシステムを活用し、ハラスメント、安全保障輸出管理、会計・税務、人権、防災等の教育を実施しております。また、10月の企業倫理月間において社長メッセージの発信を実施する等、法令順守と企業倫理の徹底について継続的な取り組みを行っております。
- ・24年度は当社グループの全従業員を対象とした「従業員コンプライアンス意識調査」を実施し、コンプライアンスに関する課題を把握し、必要な対策の検討、実施に活用いたしました。
- ・コンプライアンスの相談・通報窓口（ホットライン）を設置し、受付手段を全従業員およびグループ各社に周知するとともに、ホットライン窓口となる担当者には、相談・通報時に適切に対応することができるよう定期的に教育を実施しております。
- ・相談・通報に対しては「内部通報規程」を設け通報者に不利益のない適正な運営を行っております。また、内部通報の運用状況についてC R M委員会および取締役会等に随時報告しております。
- ・C R M部は、計画に基づき当社およびグループ各社に対し業務執行状況の内部監査を実施し、定期的に社長に報告しております。
- ・『大同特殊鋼グループ企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会

的勢力および団体とは断固として対決することを掲げ、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との関係を構築しております。

②リスク管理体制について

- ・「CRM委員会」を24年度は8回開催し、重点管理リスクへの対応等、平時のリスクマネジメントに関する課題、対策につきまして審議を行いました。
- ・地震・津波等の災害に備える各種施策の実施、安全保障輸出管理、企業機密・個人情報・技術情報漏洩防止、サイバーセキュリティ対策に向けた各種取り組みにつきましては、全社横断的なワーキング・グループ活動を展開し、BCM（事業継続マネジメント）マニュアルの見直しや工場等の耐震化、管理体制の強化、従業員に対する教育等を鋭意進めております。
- ・自然災害、事故、国内外のテロ・紛争、不祥事等の危機発生時に備え、関係者からの迅速な情報の共有、スピーディーな対応、および企業活動への影響の最小化を目的として「危機管理規程」を定め、運営を行っております。また、当社各事業場およびグループ会社に緊急無線を配備し、危機発生時に確実に情報共有ができる体制を構築しております。
- ・当社およびグループ会社において、行政処分以上および重大な法令違反事案が発生した場合は、取締役会への報告を義務付けております。また、当社およびグループ会社への官公庁立入情報の一元管理を行った上で、重要な事項については当社グループ内へも情報展開を実施し、注意喚起等を行っております。

③取締役の効率的な職務の執行体制について

- ・「取締役会」を24年度は13回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。
- ・取締役の職務権限と分担を明確にするとともに、「決裁規程」において社長、執行役員および部門長への権限委譲を行う対象を定めることにより、意思決定の適正化・迅速化を確保しております。

④グループ会社管理体制について

- ・子会社による年間経営計画の策定や設備投資等、規程に定める一定の事項につきまして、当社と事前協議を実施しました。
- ・関連事業部は、子会社の業務執行状況につきまして、取締役、執行役員へ毎月報告しております。
- ・CRM部は、子会社のリスクマネジメントに関する規程を確認する等、リスクマネジメントに関して各社の実情に即した指導を行っております。
- ・「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」をそれぞれ開催し、当社から子会社に対し内部統制にかかる諸問題を含む経営状況その他の情報提供を行うとともに、当社およびグループ会社相互の情報交換を行い、企業集団としての連携を図りました。
- ・当社取締役、執行役員および従業員は、子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、取締役会への出席を通じて子会社の監査、監視を行っております。
- ・CRM部は、子会社を巡回して業務の適正性を監査しております。また、「グループCRM研究会」および専門テーマに特化した分科会を開催し、コンプライアンス、リスクマネジメン

ト、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図りました。

- ・「CRM委員会」を24年度は8回開催し、財務報告の信頼性確保に係る内部統制の整備、運用状況の評価やその他事項について、審議・報告を行いました。
- ⑤監査等委員会による職務の執行の実効性を確保する体制について
- ・監査等委員は、取締役会、経営会議等の主要会議や「CRM委員会」等の業務執行に関する重要な会議等にも出席し、業務執行状況を監査しております。また、内部監査の実施状況やホットラインへの相談・通報状況等の報告を受けております。なお、これらを含む監査等委員会活動全般を補助する目的で、CRM部監査室に監査等委員会スタッフを1名以上置いております。
 - ・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれに定期的に意見交換会を開催し、相互の連携を図っております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、2026中期経営計画に記載の企業価値向上に向けた取り組みを実施しております。内容につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。

https://www.daido.co.jp/common/pdf/pages/ir/library/presentation/240606_plan.pdf

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを上記(1)の基本方針の実現に資する特別な取り組みの一つと位置付けております。コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその充実に向けた取り組みにつきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。

<https://www.daido.co.jp/ir/policy/governance/index.html>

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の株券等に対する大規模買付行為を行おうとする者に対しては、上記(1)の基本方針に基づき、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切にご判断を行うために必要か

つ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記 (2) および (3) の各取り組みについての取締役会の判断

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的に上記 (2) の取り組みを実施しております。また、上記 (2) の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記 (1) に記載されているような株式の大規模な買付けを困難にするものと考えられ、上記 (1) の基本方針に資すると考えております。

上記 (3) の取り組みは、上記(1)の基本方針に基づき、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切な判断を行うために必要な時間と情報の確保に努める等の適切な措置を講じるものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的とするものです。

したがって、上記 (2) および (3) の各取り組みは上記 (1) の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
3. 比率は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
4. その他は、記載数字に満たない端数を切り捨てて表示しております。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結持分変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定
2024年 4 月 1 日 残 高	37,172	31,411	312,243	△3,674	29,887	5,925
当 期 利 益	—	—	28,314	—	—	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	—	△2,386	2,953
当 期 包 括 利 益	—	—	28,314	—	△2,386	2,953
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△8,500	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	0	—	0	—	—
配 当 金	—	—	△10,043	—	—	—
株 式 報 酬 取 引	—	△0	—	95	—	—
支 配 継 続 子 会 社 に 対 する 持 分 変 動	—	33	—	—	△0	1
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	2,377	—	△2,377	—
そ の 他	—	△5	△3	—	3	—
所有者との取引額合計	—	27	△7,669	△8,404	△2,373	1
2025年 3 月31日 残 高	37,172	31,438	332,888	△12,078	25,127	8,880

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	合計			
2024年4月1日残高	5,585	11	41,410	418,562	38,750	457,313
当期利益	－	－	－	28,314	2,246	30,560
その他の包括利益	250	△3	813	813	167	981
当期包括利益	250	△3	813	29,128	2,413	31,541
自己株式の取得	－	－	－	△8,500	－	△8,500
自己株式の処分	－	－	－	0	－	0
配当金	－	－	－	△10,043	△1,037	△11,080
株式報酬取引	－	－	－	95	－	95
支配継続子会社に 対する持分変動	4	－	6	40	△315	△275
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	－	－	△2,377	－	－	－
その他	－	－	3	△5	54	48
所有者との取引額合計	4	－	△2,366	△18,412	△1,298	△19,711
2025年3月31日残高	5,841	7	39,857	429,278	39,865	469,144

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………63社

主要な連結子会社の名称……………大同興業(株)、日本精線(株)、フジオーゼックス(株)、大同DMソリューション(株)、(株)ダイドー電子、下村特殊精工(株)、(株)大同キャスティングス、Daido Steel (America) Inc.、Daido Kogyo (Thailand) Co., Ltd.、大同特殊鋼（上海）有限公司

なお、(株)ピーアンドエムは、連結子会社であるフジオーゼックス(株)が株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、連結子会社2社は、清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、当社および一部の連結子会社が設定した株式報酬制度に係る信託は、子会社として連結対象となりますが、上記の連結子会社の数に含めておりません。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数……………8社

主要な持分法適用関連会社の名称 ……東北特殊鋼(株)、理研製鋼(株)、桜井興産(株)、丸太運輸(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

①金融資産

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融資産について、その当初認識時に償却原価で測定する金融資産または純損益もしくはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

以下の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、事後の公正価値の変動を純損益または、その他の包括利益で表示するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しております。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値測定し、その取引に直接起因する取引コストは純損益として認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。

その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累計額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、当該金融資産からの配当金については金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、金融資産の認識を中止しております。

(iv) 減損

償却原価により測定する金融資産および契約資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかを判断しており、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12ヶ月以内に生じ得る予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。一方、金融資産にかかる信用リスクが期末日時点で当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を測定しております。

契約上の債権回収期日を経過し、債務者による支払遅延が生じた場合に信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しております。ただし、支払遅延や支払の延期要請があった場合でも、その原因が一時的な資金需要によるものである場合や、債務不履行のリスクが低く、近い将来に支払義務を履行する能力を十分に有していると判断される場合は信用リスクが著しく増大していないものとして判定しております。また、債務者の破産等による法的整理の手続き開始や債務者の財政状態の著しい悪化等の事実が発生しているなど、債務不履行と判断される場合には、当該債権は信用減損が発生していると判定しております。なお、債務不履行とは、債務者による支払いに重大な問題が生じ、金融資産の全部または一部を回収することが極めて困難であると予想される状態と定義しております。

信用減損が発生していない金融資産については、主に過去の貸倒実績に必要に応じて現在および将来の経済状況等を踏まえて調整した引当率等に基づく集学的評価により予想信用損失を測定しています。

金融資産に係る貸倒引当金は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
 - ・貨幣の時間価値
 - ・報告日時点で過大なコストまたは労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、ならびに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報
- また、会社更生法の規定による債権の切り捨て等により、将来回収できないことが明らかとなった債権については、当該債権の帳簿価額を直接減額しております。

②デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスク、金利変動リスク等をヘッジするために、先物為替予約、金利スワップ等のデリバティブをヘッジ手段として利用しております。

当社グループは、ヘッジの開始時においてヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジの実施についてのリスク管理目的および戦略の公式な指定、文書化を行っております。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法が含まれております。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジされたリスクに起因するキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であると見込んでおりますが、該当するデリバティブ取引とヘッジ対象について、ヘッジ指定されていた会計期間を通じてヘッジ取引の条件等を都度評価し、判断することによって有効性の評価を行っております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、累計額は、その他の資本の構成要素に含めております。また、ヘッジ効果が有効でない部分は、純損益として認識しております。その他の資本の構成要素に累積されたヘッジ手段に関わる金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、またはヘッジがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

(ii) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額により測定しております。原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費および関連する製造間接費の適切な配賦額から構成され、主として総平均法に基づき算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売コストを控除した額であります。

(3) 有形固定資産（使用権資産を除く）の減価償却方法

当社グループは、有形固定資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連するコスト、解体、除去および原状回復コスト、ならびに資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地および建設仮勘定以外の有形固定資産については、見積耐用年数にわたり主として定額法で減価償却を

行っております。

主要な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 5－75年
- ・機械装置及び運搬具 4－17年

なお、有形固定資産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(4) リース

当社グループは、契約の締結時に当該契約がリースであるかまたはリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しております。

①借手としてのリース

契約がリースであるまたはリースを含んでいると判定した場合、リースの開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。

使用权資産は開始日においてリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。当社グループがリース期間の終了時にリース資産の所有権を取得することが合理的に確実である場合を除き、耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法により減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていない未払リース料総額を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヵ月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、認識の免除を適用し、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

②貸手としてのリース

契約の形式ではなく取引の実質に応じて、原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転するものではない場合にはオペレーティング・リースに分類しております。ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。オペレーティング・リースにおいては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料はリース期間にわたり定額法により収益として認識しております。

中間の貸手であるサブリースを分類する際には、原資産ではなくヘッドリースから生じる使用权資産を参照して分類しております。

(5) 無形資産の償却方法

当社グループは、無形資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産については、見積耐用年数にわたり定額法で償却を行っております。

主要な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 自社利用目的ソフトウェア 5年

なお、無形資産の見積耐用年数、償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(6) 投資不動産の減価償却方法

投資不動産は、賃貸収益もしくは資本増価またはその両方を目的として保有する不動産であります。

当社グループは、投資不動産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の投資不動産は見積耐用年数にわたって主として定額法で減価償却を行っております。主要な投資不動産の見積耐用年数は47年であります。

投資不動産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産、退職給付に係る資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を每期見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高いほうの金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却費を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(8) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務が存在し、当該債務の決済をするために経済的便益を有する資源の支出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、報告期間の末日における現在の債務を決済するために要する最善の見積りで測定しております。なお、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値で割り引いた現在価値で測定しております。

(9) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

(i) 確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しております。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いております。割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ、支払見込給付と同じ通貨建の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、原則として、その後利益剰余金等への振り替えは行わないこととしております。

退職給付制度が改訂された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の変動部分は、当該コストを即時に純損益として認識しております。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

②短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的な債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積りが可能な場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

③その他の長期従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度および当連結会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を負債として処理しております。

④解雇給付

解雇給付については、当社グループが通常の退職日前に従業員の雇用を終了する場合、または従業員が給付と引き換えに自発的に退職する場合、解雇給付を支給します。当社グループは、当社グループが当該給付の申し出を撤回できなくなった時、または当社グループが解雇給付の支払いを伴うリストラクチャリングに係るコストを認識した時のいずれか早い方の日に解雇給付を費用として認識しております。

(10) 収益の計上基準

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除き、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履

行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品および製品の販売

「特殊鋼鋼材」事業では自動車・産業機械向けを中心とした構造用鋼・工具鋼等を生産・販売しております。「機能材料・磁性材料」事業では自動車・産業機械、電気・電子部品製造用のステンレス鋼・高合金製品および磁材製品、チタン・粉末材料等を生産・販売しております。「自動車部品・産業機械部品」事業では自動車および産業機械向けの型鍛造・素形材製品等を生産・販売しております。「流通・サービス」事業では、当社グループ製品の輸出入業務を行っております。

このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。すなわち、その時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から取引の対価の支払いを受ける権利を得ていると判断しております。

収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から１年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合は、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

②工事契約

「エンジニアリング」事業では鉄鋼・工業炉・環境関連設備の生産およびメンテナンス事業を行っております。当該事業における工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。このような工事契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、当該進捗度を合理的に測定することができないが、当該履行義務を充足する際に発生するコストを回収することが見込まれる場合には、当該進捗度を合理的に測定することができるようになるまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について、発生したコストの範囲で収益を認識しております。

(11) 外貨換算

①外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートを用いて各社の機能通貨に換算しております。報告期間の期末日における外貨建貨幣性項目は、報告期間の期末日の為替レートにて機能通貨に換算しております。この結果生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。

②在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債については期末日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の収益および費用については、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均レートで換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(12) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金および繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益または

資本に直接認識される項目から生じる場合、および企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率および税法は、期末日までに制定または実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産および負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産および負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産および負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は每期見直され、繰延税金資産の全額または一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は每期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産および負債は、期末日において制定されている、または実質的に制定されている税率および税法に基づいて、資産が実現する期間または負債が決済される期間に適用されると予想される税率および税法によって測定しております。

当社グループは、2023年5月23日に公表されました「国際的な税制改革・第2の柱モデルルール(IAS第12号の改訂)」の例外規定を適用しており、第2の柱モデルルールを採用して法制化された税制により生じる法人所得税に関連する繰延税金資産および繰延税金負債を認識しておりません。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

当社および一部の子会社はグループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

当社グループは、IFRS会計基準に準拠した連結計算書類を作成するために、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、会計上の見積りおよび仮定を用いております。見積りおよび仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら実際の結果は、その性質上、見積りおよび仮定と異なることがあります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間および将来の期間において認識しております。

翌連結会計年度において資産や負債の帳簿価額の重要な修正につながるリスクを伴う見積りおよびその基礎となる仮定に関する情報は以下のとおりであります。なお、以下については、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- ・ 棚卸資産の評価

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」）

- ・ 非金融資産の減損

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」および「連結損益計算書に関する注記」2. 非金融資産の減損）

- ・ 繰延税金資産の回収可能性

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」）

- ・ 確定給付制度債務の測定

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」）

- ・ 引当金の会計処理と評価

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」）

- ・ 金融商品に関する事項

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」および「金融商品に関する注記」）

- ・ 偶発事象

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「連結財政状態計算書に関する注記」4. 偶発債務）

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	758百万円
建物及び構築物	293 "
その他の金融資産（株式）	62 "
合計	1,114 "

担保に係る債務の金額

営業債務	10百万円
短期借入金	19 "
その他の流動負債	10 "
長期借入金	152 "
合計	193 "

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	46百万円
その他の金融資産（流動）	15 "
その他の金融資産（非流動）	4 "

3. 資産に係る減価償却累計額および減損損失累計額

有形固定資産	614,813百万円
使用権資産	4,063 "
無形資産	8,777 "
投資不動産	4,795 "

4. 偶発債務

下記の借入金について、債務保証を行っております。

従業員の住宅資金借入金	47百万円
-------------	-------

連結損益計算書に関する注記

1. その他の収益および費用

(1) その他の収益の内訳	
固定資産売却益	1,002百万円
(2) その他の費用の内訳	
為替差損	1,089百万円
減損損失	828 "
その他	2,528 "
合計	4,446 "

(注) 「その他」の内容は、連結子会社である大同電工（蘇州）有限公司の清算手続きに伴う追加費用であります。

2. 非金融資産の減損

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

セグメントの名称	資産の種類	減損損失金額
特殊鋼鋼材	機械装置及び運搬具 他	32
機能材料・磁性材料	機械装置及び運搬具 他	796

特殊鋼鋼材セグメント、機能材料・磁性材料セグメントおよび自動車部品・産業機械部品セグメントにおいて、継続的な営業赤字や事業の廃止による減損の兆候がある資産または資金生成単位が存在しております。減損テストを実施し、収益性が低下した事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（828百万円）として連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。回収可能価額は、主として処分コスト控除後の公正価値により測定しており、正味売却価額等の観測不能なインプットを含む評価技法を使用しているため、公正価値ヒエラルキーはレベル3に分類しております。なお、公正価値ヒエラルキーについては、「金融商品に関する注記」に記載しております。また、一部の在外子会社の事業用資産において、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率11.3%により現在価値に割引いて算定しております。

なお、棚卸資産、退職給付に係る資産および繰延税金資産を除く非金融資産の連結計算書類に計上した金額は259,251百万円であります。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

期末発行済株式（自己株式を含む）普通株式 217,243千株

期末自己株式 普通株式 11,415千株

（注）上記自己株式には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式392,085株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,555	26.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	4,487	21.00	2024年9月30日	2024年12月5日

（注）2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額、2024年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金がそれぞれ12百万円、8百万円含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	5,363	利益剰余金	26.00	2025年3月31日	2025年6月26日

（注）2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、資本効率を高めるとともに、財務の健全性を確保することを資本管理の基本方針としております。

(2) 財務リスク管理の基本方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利リスク、株価変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。当社グループの利用するデリバティブ取引は、後述するリスクを回避または軽減するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

①信用リスク管理

受取手形および売掛金等の営業債権については、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、営業債権管理規程に従い、営業債権について主管部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社におきましては、社内規程や社内ルールに従い、リスクの低減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、基本的に格付の高い金融機関と取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結財政状態計算書上の計上額により表されます。

なお、当社グループでは、特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

②流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達環境の悪化等により、金融負債の返済期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。当社グループは、資金調達については、資金の安定性とコストを勘案しながら、銀行借入やコマーシャル・ペーパーおよび社債発行等を中心に必要な資金を調達しておりますが、流動性リスクを考慮し、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、返済期日を集中させないように管理しております。また、国内のグループ資金を集中的かつ効率的に管理することにより、流動性リスクの低減に努めております。

③為替リスク管理

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建て金融商品は為替の変動リスクに晒されておりますが、当社グループは、外貨建て取引による外貨の受け取り（製品輸出額等）と外貨の支払い（原材料輸入額等）をネットし、そのポジションをほぼ均衡させ実質的にリスクヘッジとなるような運営方針としております。なお、一部の連結子会社は先物為替予約を利用して、為替変動リスクを回避しております。

④金利リスク管理

短期借入金とコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金と社債は主に設備投資や戦略事業に係る資金調達であります。変動金利の借入金とコマーシャル・ペーパーは金利の変動リスクに晒されておりますが、これらのうち長期借入金は、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、一部の個別契約はデリバティブ取引をヘッジ手段として利用しております。なお、社債は、固定金利で発行しているため、金利の変動リスクには晒されておられません。

⑤株価変動リスク管理

当社グループの保有する資本性金融商品（株式）は、市場価格の変動リスクに晒されております。株式については、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の観察可能なインプットを直接または間接的に使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において優先順位が最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、期末日ごとに判断しております。

(2) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式、出資金の公正価値については、類似会社の市場価格に基づく類似業種比較法または割引将来キャッシュ・フローに基づき評価する方法のうち、最適な方法を用いて算定しております。類似業種比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しております。

デリバティブは、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

（社債及び借入金）

社債は、市場価格または取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金	91,764	89,987
社債	34,937	34,244
合計	126,702	124,232

(注) 1年内返済予定の長期借入金および1年内償還予定の社債を含んでおります。

償却原価で測定する金融資産および、社債、長期借入金以外の償却原価で測定する金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため含めておりません。

長期借入金および社債の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(4) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	112	—	112
その他	—	—	1,000	1,000
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式等	44,145	—	8,300	52,446
合計	44,145	112	9,300	53,559
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	12	—	12
合計	—	12	—	12

(5) 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品に係る公正価値の測定は、当社グループの会計方針に従い、経理部門で決定しております。

(6) レベル3に分類された金融商品の評価技法およびインプット

非上場株式および出資金は、類似業種比較法、割引将来キャッシュ・フローに基づき評価する方法のうち、最適な方法を用いて公正価値を算定しており、1つ以上の重要なインプットが観察可能な市場データに基づかないことからレベル3に分類しております。

なお、重要な観察不能なインプットは、主としてEBITDA倍率および非流動性ディスカウントを使用しております。当連結会計年度の公正価値の測定に用いられたEBITDA倍率は5.4倍～21.3倍であり、非流動性ディスカウントは20.00%～30.00%であります。公正価値は、EBITDA倍率の上昇（低下）により増加（減少）し、非流動性ディスカウントの上昇（下降）により減少（増加）します。

(7) レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	非上場株式 および出資金	その他	合計
期首残高	7,804	900	8,704
純損益 (注)	—	△45	△45
その他の包括利益	534	—	534
取得	0	159	159
売却	△36	△4	△41
その他	△1	△9	△11
期末残高	8,300	1,000	9,300

(注) 連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含まれております。

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸住宅等を所有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公 正 価 値
4,224	23,165

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の公正価値は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、観測可能でないインプットを含むことからレベル3に分類しております。なお、公正価値ヒエラルキーについては、「金融商品に関する注記」に記載しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

主要な財またはサービスの種類による収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。
(単位：百万円)

報告セグメント	主要な財またはサービスの種類	当連結会計年度
特殊鋼鋼材	構造用鋼	163,072
	工具鋼	47,089
機能材料・磁性材料	ステンレス鋼・高合金	185,460
	磁石製品	15,402
自動車部品・産業機械部品	自動車部品	60,018
	産業機械部品	53,012
エンジニアリング		24,067
流通・サービス		26,820
外部顧客への売上収益		574,945

(注) 1. 上記のうち「エンジニアリング」事業において、一定の期間にわたり移転される財またはサービスによって認識した収益10,111百万円を含んでおります。

2. 上記のうち「流通・サービス」事業において、「顧客との契約から生じる収益」以外の収益（主としてIFRS第16号「リース」に基づくリース取引の収益1,376百万円）を含めて記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項(10)収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の内訳は以下のとおりであります。
(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	170,292
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	146,868
契約資産（期首残高）	2,803
契約資産（期末残高）	5,419
契約負債（期首残高）	1,999
契約負債（期末残高）	2,619

(注) 1. 契約資産は、主に工事契約から生じる未請求の債権であり支払に対する権利が無条件になった時点で債権へ振り替えられます。契約負債は、契約に基づく履行に先だち受領した対価であり契約に基づき履行するにつれて収益に振り替えられます。

2. 当連結会計年度において、契約資産が2,616百万円増加した主な理由は、エンジニアリング事業における工事契約に基づく収益の認識であります。

3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,741百万円であります。

4. 過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	9,220
1年超2年以内	2,847
2年超	184
合計	12,252

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分 2,085円61銭

基本的1株当たり当期利益 134円57銭

希薄化後1株当たり当期利益 134円53銭

(注) 当社は株式報酬制度を導入しており、1株当たり情報の算定上、当該制度に係る信託が保有する当社株式を、期末株式数および加重平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式数は392,085株、加重平均株式数は431,403株であります。

重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年5月12日付けで、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といいます。）を株式交換完全親会社、日本高周波鋼業株式会社（以下「日本高周波鋼業」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換の効力発生、および日本高周波鋼業による高周波鋳造株式会社の発行済株式の全ておよび日本高周波鋼業が鋳鉄事業に関連して保有する資産の神戸製鋼所への現物配当の完了等を条件として、日本高周波鋼業の発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を神戸製鋼所から取得（以下「本株式取得」といいます。）する旨の契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結することを決定し、神戸製鋼所との間で本株式譲渡契約を締結しました。本株式取得が完了すると、日本高周波鋼業は当社の子会社となり、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することになります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称：日本高周波鋼業株式会社

事業の内容：工具鋼、特殊合金および軸受鋼製品の製造販売

(2) 企業結合日

2026年2月2日（予定）

(3) 取得する議決権付資本持分の割合

100%

(4) 企業結合を行う主な理由

本株式取得により日本高周波鋼業の特殊鋼事業においては当社グループの有する特殊鋼事業に関する経営ノウハウを活用するとともにシナジーの発現を図ることで競争力の強化および収益性の向上を目指すことが可能となることから、本株式取得が当社および日本高周波鋼業の特殊鋼事業の企業価値向上のために有益であるためであります。

2. 企業結合日に受け入れる資産および負債の額

現時点では確定していません。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰余金 合 計		
					圧 縮 記 帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	37,172	9,293	19,898	29,191	1,943	146,500	57,276	205,719	△3,850	268,233
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△10,043	△10,043		△10,043
圧縮記帳積立金の取崩					△127		127	－		－
別途積立金の積立						41,000	△41,000	－		－
当 期 純 利 益							34,993	34,993		34,993
自 己 株 式 の 取 得									△8,500	△8,500
自 己 株 式 の 処 分			0	0					0	0
株 式 報 酬 取 引									135	135
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	△127	41,000	△15,922	24,950	△8,363	16,587
当 期 末 残 高	37,172	9,293	19,898	29,191	1,815	187,500	41,354	230,670	△12,214	284,820

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	26,704	11	26,716	294,949
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△10,043
圧縮記帳積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
当 期 純 利 益				34,993
自己株式の取得				△8,500
自己株式の処分				0
株 式 報 酬 取 引				135
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,016	△3	△10,020	△10,020
当 期 変 動 額 合 計	△10,016	△3	△10,020	6,566
当 期 末 残 高	16,688	7	16,696	301,516

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券 子会社株式および

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産 製品・半製品・仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7－50年

機械及び装置 4－17年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金…役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 株式給付引当金…株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額（前払年金費用）に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、10年による定額法により按分した額を費用処理しております。
なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として計上しております。
- (6) 環境対策引当金…主として、過去に販売した鉄鋼スラグ製品のうち、今後の撤去等による支出に備えるため、その見積額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 製品の販売

「特殊鋼鋼材」事業では自動車・産業機械向けを中心とした構造用鋼・工具鋼等を生産・販売しております。「機能材料・磁性材料」事業では自動車・産業機械、電気・電子部品製造用のステンレス鋼・高合金製品および磁材製品、チタン・粉末材料等を生産・販売しております。「自動車部品・産業機械部品」事業では自動車および産業機械向けの型鍛造・素形材製品等を生産・販売しております。

このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。すなわち、その時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から取引の対価の支払いを受ける権利を得ていると判断しております。

収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

(2) 工事契約

「エンジニアリング」事業では鉄鋼・工業炉・環境関連設備の生産およびメンテナンス事業を行っております。当該事業における工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。このような工事契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしているものは振当処理、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象…当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段……………通貨スワップ

ヘッジ対象……………借入金および支払利息

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の支払利息

③ ヘッジ方針……………ヘッジ対象に係わる為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法…該当するデリバティブ取引とヘッジ対象について、ヘッジ取引の条件等を都度評価し、判断することによって有効性の評価を行っております。また、通貨スワップについて振当処理によっているもの、金利スワップについて特例処理によっているものは、有効性の評価を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

1. 有形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 147,066百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損会計の適用に際し、減損の兆候があると認められる資産または資産グループについては、減損損失の認識の判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローが資産または資産グループの帳簿価額を下回った場合、その資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を損益計算書の減損損失に計上することとしております。

当事業年度において、資産または資産グループに関する減損の兆候を識別するため、継続的な営業赤字、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化、経営環境の著しい悪化等について検討を行い、減損損失の計上は不要と判断しております。

なお、将来の不確実な経済条件の変動等により、減損の兆候が生じ、減損損失の認識が必要となった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

追加情報

（株式報酬制度）

当社は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、「取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）を取得し、当社が取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、当該株式については、当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとする。）という株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期となります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、503百万円および392,085株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 416,254百万円
2. 有形固定資産から直接控除した圧縮記帳額 3,731百万円
3. 偶発債務

(1) 保証債務

下記会社等の借入金について、保証を行っております。()は当社負担分であります。

Daido Steel(Thailand)Co.,Ltd. 1,711 (1,711) 百万円

Daido D.M.S. India Pvt. Ltd. 221 (221) 〃

※当社従業員 47 (-) 〃

合計 1,981 (1,933) 〃

※当社従業員に対する保証については、複数の保証人がある連帯保証債務であります。

4. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを含む)

短期金銭債権 70,614百万円 長期金銭債権 5,057百万円

短期金銭債務 32,745 〃 長期金銭債務 52 〃

5. 退職給付信託

当事業年度における退職給付引当金および前払年金費用ならびに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産は、以下のとおりであります。

	退職一時金	確定給付年金	合 計
退職給付引当金	△15,808百万円	4,687百万円	△11,121百万円
(退職給付信託設定額の控除前)			
退職給付信託設定額	26,581 〃	5,035 〃	31,616 〃
退職給付引当金			
前払年金費用	10,772 〃	9,722 〃	20,495 〃

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 164,354百万円

仕入高 146,532 〃

営業取引以外の取引高 16,036 〃

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 11,354千株

(注) 上記自己株式には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式392,085株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,455	百万円
未払事業税	307	〃
貸倒引当金	9	〃
投資有価証券等評価損	6,326	〃
棚卸資産評価損	256	〃
環境対策引当金	967	〃
減損損失	586	〃
その他	597	〃
繰延税金資産小計	10,507	〃
評価性引当額	△6,605	〃
繰延税金資産合計	3,901	〃

繰延税金負債

前払年金費用	△4,465	百万円
固定資産圧縮積立金	△833	〃
その他有価証券評価差額金	△7,156	〃
退職給付信託返還有価証券	△135	〃
その他	△3	〃
繰延税金負債合計	△12,594	〃
繰延税金資産の純額	△8,693	〃

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の31.0%から31.5%に変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が176百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が62百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が113百万円減少しております。

3. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大 同 興 業 株 式 会 社	(所有) 直接 100.0%	製品販売 原材料購入 役員兼務 1 名	特殊鋼製品等の 販売	(注1) 145,610	売 掛 金	42,060
				原材料等の購入	(注1) 89,424	買 掛 金	12,492
	大同DMソリ ー シ ョ ン 株 式 会 社	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員兼務1名	資金の貸付	(注2,3) 6,641	関 係 会 社 短期貸付金	5,400
						関 係 会 社 長期貸付金	834
	株 式 会 社 ダ イ ド ー 電 子	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員兼務1名	資金の貸付	(注2,3) 6,481	関 係 会 社 短期貸付金	6,000
						関 係 会 社 長期貸付金	550

取引条件および取引条件の決定方法等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は市場価格を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 取引が反復的に行われているため、貸付資金の取引金額は期中平均残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,464円46銭

1 株当たり当期純利益 166円26銭

- (注) 当社は株式報酬制度を導入しており、1 株当たり情報の算定上、当該制度に係る信託が保有する当社株式を、期末株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式数は392,085株、期中平均株式数は431,403株であります。

重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。